

子どもの医療費助成に関する意見書

日本の人口が減少する中で、平成65年(2053)年頃には総人口が1億人を割り込み、少子高齢化の傾向が一段と進み、社会経済を支える生産年齢人口の割合は平成27年(2015)の60.8%から、平成77年(2065)には50%近くに減少する推計が公表されています。

このため、国は少子化対策を積極的に進め、特に子育て支援として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実など多くの部門に対する施策が展開されています。

このことに対応し、出雲市においても、一定の受益者負担のもとで施策の充実強化に積極的に取り組み、子どもの医療費についても、就学前までの無償化を実施しています。その結果、財政状況は義務的経費である扶助費がかさみ、財政の自由度を示す経常収支比率が悪化し、財政硬直化の一因にもなっています。

子どもの医療費助成の充実、保護者の経済的負担を軽減する上から、又、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、身体の健在な育成、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが、社会的に求められています。

国は、今までの子どもの医療費助成を独自に行う自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行ってきましたが、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、就学前に限り本年4月から廃止されました。

しかし、自治体によっては、未就学児以上の小学校から中学校あるいは高校まで助成措置対象として拡大している自治体もあり、財政力などにより自治体で格差が生じています。このような状況は、子育て支援策の根本がゆらぎかねず、医療費助成に当たり自治体が競争し合うことは、本来の姿とはかけ離れたものであり国が統一的に施策を講じるべきものであります。

このため、国におかれては、以下の事項について実現を求めます。

記

- 1 子どもに対する医療費助成は、子ども・子育て支援の充実を図る観点から、自治体の規模や財政状況などによる格差が生じないように、義務教育終了まで、国の責任において早急に制度化し、公平に医療給付が受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年(2018)6月28日

出雲市議会